

弁護士・臨床心理士の

両視点にみる

面会交流

—当事者心理と実務のポイント—

著 小林 哲平 (弁護士・臨床心理士)



新日本法規

りますが、上記データからは一定の相関関係があることが見て取れます。

8 別居親の精神疾患・精神不安

▶臨床心理士の視点

(1) 別居親が精神的に不安定な状態になる場合

離婚は、当事者にとって大きなストレスがかかります。また、実務上、同居親が子どもを連れて自宅を出るというケースがよくありますが、この場合、別居親は、事前に何も知らされていないことが少なくありません。このようなケースにおいて、別居親は、心の準備ができないままに、家族（配偶者と子ども）との別離を経験することになるため、おのずと心の平穏を保つことが難しくなります。そのため、別居や離婚を前にして、別居親が情緒を安定させる方がむしろ難しいともいえます。もっとも、情緒が不安定になることと、精神疾患があることは、必ずしも同義ではありません（情緒不安定な状態が続くことで精神疾患につながっていくことや、精神疾患の一症状として情緒不安定が生じることはあります）。誰しも気分が落ち込むなど情緒が不安定になることは起こり得ますが、それが不安定というレベルなのか、病気（精神疾患）の状態にまでなっているかでは、その状態には違いがあります。

▶臨床心理士の視点

(2) 精神疾患になる割合

日本において、生涯に一定の精神疾患に一度はかかる人の割合（生涯有病率）は、男性約28%、女性約17~18%とする統計上のデータがあります（川上憲人ほか「精神疾患の有病率等に関する大規模疫学調査研究：世界精神保健日本調査セカンド総合研究報告書」38・44頁）。つまり、男性では約3.5人に1人、女性では約5.5人に1人の割合で、一生涯のうちに何

らかの精神疾患にかかるわけですから、精神疾患は誰もがなり得る決して珍しい病気ではないといえます。

(3) 禁止・制限の判断基準

実務においては、別居親に精神疾患があるというだけで面会交流が禁止・制限されるとは考えられていません。もっとも、①別居親の心身の実情、②言動、③別居親自身の病識、④治療の経過、⑤投薬の状況、⑥過去の問題行動の有無等を検討した上で、子どもの安全が確保されない場合などには面会交流が禁止・制限される場合があります。例えば、精神疾患の影響により、粗暴な行為や妄想等による奇矯な行動に出る可能性がある場合、子どもに対して攻撃的な言葉を浴びせる可能性がある場合には、面会交流が禁止・制限されることがあるといわれています（松本73・74頁）。

▶臨床心理士の視点

(4) 早期治療のすすめ

当事者によっては、診断名がつくことで不利益に取り扱われるのではないかなどと考えて、精神科等に通院することを躊躇する場合があります。もっとも、前述のとおり、通常は精神疾患があるというだけで面会交流が禁止・制限されることはありません。むしろ、上記(3)で考慮要素として挙げた①～⑤に鑑みると、早期に治療を受けて精神状態を安定させることによって、面会交流の実現につながりやすくなるといえます。何より精神疾患の重症化を防ぐためには、早期発見・早期治療が望ましいと考えられているため、メンタルの不調を感じた際にはためらわずに病院にかかることが重要です。

<参考判例>

○産後の過労による精神不安定などの症状のあった別居親が、乳児であった未成年者らを残して、2度にわたって家出をしたが、その後睡眠

障害及び抑うつ感は薬物使用によってほぼ消失し、通常の日常生活を営むことができるようになったという事案において、別居親には、現在、未成年者らとの面会の支障となるような病的症状はないことから、別居親の精神状態が不安定であることを理由として、面会を許さないとするのは相当ではないなどとして、乳児院内での職員の同席を条件に面会交流を認めた事例（大阪高決平4・7・31家月45・7・63）

- 別居親が双極性障害（躁うつ病）、産後うつ病などの診断を受けていた事案において、別居親の主治医が、治療は終了しており、既に別居親は回復し、情緒も社会活動も日常生活も安定した状態が続いているなどとした意見を述べたことなどを踏まえて、別居親が未成年者らの面前で、未成年者らの健全な成長に悪影響を及ぼすような言動をするおそれがあるということではできないとして、間接交流のみを認めた原審判を取り消して、原裁判所に差し戻した事例（東京高決令4・8・18家判43・54）

9 同居親の精神疾患・精神不安

▶臨床心理士の視点

（1）同居親が精神的に不安定な状態になる場合

前述のとおり、別居親が精神的に不安定になることがあります。別居や離婚の前後で精神的な負担がかかるのは同居親も同様です。同居親は子育てによって心身共に疲弊していることがあり、そのような折に別居や離婚の問題が発生すれば精神的にパンクしてしまうということも少なくありません。実務上、自分に精神疾患があることや精神状態が不安定であることを理由に面会交流を禁止・制限すべきであるという主張が同居親から出されることがあります。このような主張が出される場合、高葛藤事案の一類型として捉えることもできますが、実務上比較的好く見られる主張ということもあり、ここでは同居親の精神疾患・精神不安を個別の項目として取り上げています。

取ることとなります。

その結果、合意可能となったときは、事件を調停（裁判官による単独調停）に付し、調停を成立させることとなります。弁護士としても、審判手続に移行したからといって、話し合いによる解決が不可能と捉えるのではなく、合意の可能性があるという意識を持っておくといでしょう。

（6） 審理終結及び審判

審判期日（審問期日）を経ても合意に至る見込みがない場合などには、審理は終結し（家事71）、審判の日が決められることとなります（家事72）。そして、審判が出される場合には、審判書が作成され（家事76①）、審判書には主文、理由の要旨、当事者及び法定代理人、裁判所が記載されます（家事76②）。主文には、面会交流の可否及び面会交流が認められるときには、子どもの福祉や当事者の意向などを考慮して、裁判官の裁量により当該事案において相当と考える面会交流の内容・条件が定められることとなります（高橋218頁）。

（7） 審判の確定（審判の効力発生）

面会交流の審判に不服がある場合には、即時抗告をすることができます（家事156四）。即時抗告の期間は、審判の告知を受けた日から2週間以内で（家事86①）、この期間内に当事者のいずれからも即時抗告がされなければ審判は確定し、効力が発生することとなります。他方で、期間内に即時抗告がされた場合には、審判の確定は遮断されることとなり（家事74⑤）、ステージは抗告審に移ることとなります。

10 即時抗告

（1） 即時抗告の期間制限

面会交流審判に不服がある場合は即時抗告をすることができますが、即時抗告には2週間の期間制限があります（家事86①）。即時抗告

の期間は、審判の告知を受けた日から進行し(家事86②)、期間の計算に当たっては、原則として期間の初日は算入しません(家事34④、民訴95、民140)。また、審判の告知を受けた者が複数いる場合は、即時抗告の期間は別々に進行します(金子359頁)。したがって、同居親と別居親が異なる日に審判書を受領した場合は、それぞれ即時抗告期間の最終日が異なることとなります。

(2) 抗告状の提出先

即時抗告を行う場合は、抗告状を原裁判所(第1審として審判をした家庭裁判所)に提出しなければなりません(家事87①)。ただし、抗告状に記載する宛先は「〇〇高等裁判所」となります。

(3) 抗告状の内容

ア 記載事項

抗告状には、当事者及び法定代理人、原審判の表示及びその審判に対して即時抗告する旨を記載しなければなりません(家事87②)。「原審判の表示」としては、原裁判所、事件番号、事件名、審判の日等により即時抗告の対象となる審判が特定できていれば足りるが、原審判の主文も併せて記載されるのが一般的で、「審判に対して即時抗告する旨」については、原審判に不服があり、抗告審における審理及び裁判を求める旨の記載があれば足りるが、抗告の趣旨(抗告人が求める裁判の主文)が記載されるのが一般的とされています(書記官事務450頁)。

イ 抗告の趣旨、抗告状の記載例

抗告の趣旨の記載例を以下に紹介します。原審判の主文を量的に変更して自判するときは、「原審判を変更する」との主文を用いることが多いとされているため(松本哲弘「抗告審決定の主文について」家庭裁判月報65巻5号131頁(2013))、以下の記載例においてもこれに倣った表記としています。

なお、手続費用については、抗告の趣旨に記載する例、記載しない例いずれも見られますが、記載する場合は、「手続費用は、第1、2審とも、相手方の負担とする。」などとする例が多いように思われます。ただし、原審判を取り消す（変更する）場合でも、手続費用については、抗告審の正文は「手続費用は、第1、2審とも、各自の負担とする。」とするのが原則とされています（松本・前掲167頁）。

【別居親が原審判の内容を不服として即時抗告する場合】

- 1 原審判を次のとおり変更する。
- 2 相手方は、抗告人に対し、抗告人が未成年者と次のとおり面会交流することを認めなければならない。
 - (1) 頻度 月1回
 - (2) 日時 毎月第2土曜日の午前10時から午後5時まで<以下略>

※原審判が申立て却下の場合には、抗告の趣旨第1項の「次のとおり変更する」の部分は、「取り消す」とするのが通常とされます（松本・前掲131頁、参考：大阪高決平30・3・9家判18・63）。

※抗告の趣旨第2項の「抗告人が未成年者と次のとおり面会交流することを認めなければならない」の部分は、「次のとおり未成年者と面会交流させなければならない」などとする例もあります（以下同様）。

※抗告の趣旨第2項の「次のとおり」の部分を「別紙面会交流実施要領のとおり」として、別居親が求める内容を記した面会交流実施要領を添付する場合があります。

【同居親が原審判の内容を不服として即時抗告する場合①～面会交流の頻度や実施時間に不服があるケース～】

- 1 原審判を次のとおり変更する。
- 2 抗告人は、相手方に対し、相手方が未成年者と次のとおり面会交流することを認めなければならない。

- (1) 頻度 3か月に1回
- (2) 日時 毎年3月、6月、9月、12月の第2土曜日の午前11時から午後2時まで
＜以下略＞

【同居親が原審判の内容を不服として即時抗告する場合②～写真送付による間接交流のみ応じるケース～】

- 1 原審判を次のとおり変更する。
- 2 抗告人は、相手方に対し、本決定が確定した日の属する月の翌月から、毎年3月、6月、9月及び12月に、未成年者が撮影された写真を合計3枚以上送付しなければならない。

(参考：大阪高決令元・11・20家判34・87)

【同居親が原審判の内容を不服として即時抗告する場合③～別居親による面会交流の申立ての却下を求めるケース～】

- 1 原審判を取り消す。
- 2 相手方の申立てを却下する。

(参考：東京高決令4・2・21(令3(ラ)2549)の抗告の趣旨、東京高決平30・5・29家判20・41)

【同居親が原審判の内容を不服として即時抗告する場合④～同居親が面会交流の禁止を求めて原審申立てをしているケース～】

- 1 原審判を次のとおり変更する。
- 2 相手方は、未成年者と面会交流(手紙・メール等の間接的なものも含む。)をしてはならない。

(参考：名古屋高決平29・3・17家判23・95、名古屋家審令3・9・3(令3(家)852))

【従前の調停で合意した内容から面会交流の内容を変更する場合】

- 1 原審判を次のとおり変更する。

第5章 当事者の心理と悩み

第1節 子どもの心理

▶臨床心理士の視点

1 離婚や面会交流が子どもに与える影響

(1) 両親の不仲や離婚が子どもに与える影響

夫婦は、離婚する際、親権・養育費・財産分与・慰謝料などの諸条件をめぐる熾烈に争い、両者が高葛藤状態になることが少なくありません。中でも、親権や面会交流のように子どもが関係する問題が争点になった場合には、金銭の問題以上に争いが激化する傾向にあります。この点、親の不仲や離婚が、子どもの心理に与える影響に関して、以下のような研究結果があります。

ア 自己肯定感の低下

親の離婚と子どもの自己肯定感（自分には価値や存在意義があると思える感情）の関係について、大学生510人を対象に実施された調査研究があります（青木5～14頁）。この研究では、①親の離婚を経験した群（離婚群）と②両親がそろっている群（非離婚群）に分けて、質問紙によって回答時点の自己肯定感などの得点を測定しました。その結果、離婚群の方が、非離婚群よりも有意に自己肯定感が低く、親和不全が高いという結果が示されました（「有意に」とは、両者の差が生じたのが統計的な誤差によるものではなく、真に差があると考えてよいという意味です。）。なお、親和不全とは、「対人的なやりとりにおいて、自ら壁を作り、緊張して打ち解けられない、また、深くつきあうことに恐れがある」ことを意味します（井梅由美子ほか「日本における青年期用対象関係尺度の開発」パーソナリティ研究14巻2号183頁（2006））。すなわち、親の離婚を経験した子どもは親が離婚していない子どもよりも、自己

肯定感が低く、対人的なやりとりにおいて自ら壁を作ってしまうなどの傾向があるという結果が示されたことになります。

この研究においては、離婚群を、更に面会交流を行っていた群と面会交流を行っていなかった群に分けて検討を行っており、この結果については後記(2)に示します。

イ 抑うつ傾向

親の離婚と子どもの抑うつ傾向（憂うつな気分）との関係については、大学生を対象に、①親の離婚を経験した群（離婚群）と②親の離婚を経験していない群（非離婚群）に分け、更に離婚群を、親の離婚時の年齢が0～8歳であった群（離婚群A）と親の離婚時の年齢が10～17歳であった群（離婚群B）に分けて、抑うつ傾向を測定した研究があります（野口（2013）8～13頁）。結果は、離婚群と非離婚群との間においては、抑うつ傾向の平均値には有意な差は見られなかったが、離婚群Bは、非離婚群や離婚群Aよりも有意に抑うつ傾向が高いというものでした。つまり、親の離婚を思春期世代（10～17歳）に経験した群は、親が離婚していない群や親の離婚を思春期前（0～8歳）に経験した群よりも、憂うつな気分になる傾向が高いことを示す結果が出たといえます。

この結果については、親の離婚に起因する子どもの心理的な問題の多くは、親が離婚する前の家庭環境が大きく関与しているところ、思春期を迎える頃の子どもにとって、反抗する対象である親がいなくなってしまうたり、親に遠慮して反抗できなかつたりする場合は、親との葛藤を抑圧してしまい、それが抑うつの感情として自己の中に内在されるのではないだろうかと考察されています（野口（2013）12頁）。

ウ 将来に対する悲観傾向

親の離婚と、子どもが抱く将来に対する悲観的な感情に与える影響との関係については、大学生を対象に、①親の仲が良い群、②親の仲

が悪い群、③親の離婚群に分けて、将来に対する否定的な期待を測定する質問を行った研究があります（野口（2009）152～162頁）。その結果は、「私の将来は暗いと思う」という項目や「私の前途に見えるのは、楽しいことではなく不愉快なことだけである」という項目などで、②親の仲が悪い群が、①親の仲が良い群や③親の離婚群よりも平均値が高く、有意な差が見られるということが示されました。

この結果に対しては、親が離婚に至らなくても親の仲が悪い状態が続くことは、子どもの精神発達を考える上で、将来への否定的な期待に関する影響を及ぼす要因になることや、親が離婚した子どもにとって、親の離婚は過去の出来事であり、将来への否定的な期待という形で現実の生活に影響が少ないと考えられるとの考察がされています（野口（2009）156～159頁）。

エ 夫婦間葛藤への「巻き込まれ感」

両親の夫婦間葛藤が子どもに与える影響については、16歳から19歳の子どもを対象に、複数の尺度に基づく質問紙調査を行った研究があります（川島亜紀子ほか「両親の夫婦間葛藤に対する青年期の子どもの認知と抑うつとの関連」教育心理学研究56巻3号353～363頁（2008））。その結果は、子どもは、男女問わず、両親間の葛藤が深刻であると捉えているほど、巻き込まれ感（両親間の葛藤の結果、どちらかの親を選択せざるを得ない状況になるなど子どもが何らかの立場を取らなければならないと感じる傾向）が高く、巻き込まれ感が夫婦間葛藤へのおそれや自己非難につながっていることなどが示されました（川島ほか・前掲357頁）。なお、この研究では、「巻き込まれ感」のほかに、両親と子どもの情緒的つながりと子どもの抑うつ状態との関連性についても検討されており、その全体的な考察において、女子よりも男子の方が、両親の夫婦間葛藤によって、より大きな心理的ダメージを受けている可能性が示唆されています（川島ほか・前掲360頁）。

1 基本形（第4章3・5・6参照）

◆条項例1（詳細な内容は面会交流実施要領に記載する場合）

相手方〔同居親〕は、申立人〔別居親〕に対し、申立人が未成年者と別紙面会交流実施要領のとおり面会交流することを認める。

◆条項例2（面会交流の日時など全て別途協議とする場合）

相手方〔同居親〕は、申立人〔別居親〕に対し、申立人が未成年者と面会交流することを認める。面会交流の具体的な日時、場所、方法等は、当事者間で協議して定める。

※「申立人が未成年者と月1回程度面会交流することを認める。」というように目安となる頻度を入れる場合もあります。

◆条項例3（子どもと別居親との間で面会交流の内容を決める場合）

相手方〔同居親〕は、申立人〔別居親〕に対し、申立人が未成年者と面会交流することを認める。面会交流の具体的な日時、場所、方法等は、申立人と未成年者との間で協議して定める。

※別居親と子どもが自由に連絡を取り合うことができるケース（条項例118・125）を想定しています。

2 頻度（第4章6参照）

◆条項例4-1（1か月当たりの頻度を定める場合）

面会交流の頻度は、月1回とする。

※日時も併せて定める場合は、条項例10をご参照ください。

◆条項例4-2（1か月当たりの頻度を定める場合）

頻度 月1回

※面会交流実施要領では、頻度や日時については、文章形式にせず、このように簡潔な記載にすることがあります（第4章5【書式例】面会交流実施要領を参照）。

◆条項例5（1年当たりの頻度を定める場合）

面会交流の頻度は、年3回とする。面会交流の具体的な日時、場所、方法等は、当事者間で協議して定める。

1 直接交流が認められた裁判例

【前件審判後の実績等を踏まえて、宿泊付きの面会交流を認めた事例】

・東京高決令4・2・21(令3(ラ)2549) (原審：千葉家審令3・9・14 (令3 (家) 459))

| | |
|---------------|---|
| 子の年齢 | 8歳 |
| 当事者 | 同居親：母（抗告人）／ 別居親：父（相手方） |
| 禁止・制限事由、主な論点等 | <p>【論点：宿泊を伴う面会交流実施の可否】</p> <p>同居親：別居親との一連の紛争を通じて別居親に対する信頼を完全に喪失しており、宿泊付きの面会交流に別居親が無事に対応できることに対する信頼はない。</p> <p>別居親：未成年者は、現在は小学校に入学しており、年齢相応に心身も発達しているから、1泊程度の間、母親である同居親と離れて過ごすことは可能である。</p> |
| 裁判所の判断 | <p>抗告審は、同居親の即時抗告を棄却し、年4回の宿泊付き面会交流を認めた原審判を相当とした。以下は原審判の判示内容。</p> <p>「宿泊付きの面会交流を拒否する相手方（筆者注：同居親）においても申立人（筆者注：別居親）と未成年者との関係が悪いなどは主張していないことに照らして、前件決定後に行われている実施要領に従った面会交流における申立人と未成年者との交流は依然として良好であり、未成年者は、申立人との間で親和的な関係を維持、形成しているものと認められる。また、本件審判の時点では前件審判確定後2年6か月以上が経過しており、前件審判確定時には幼稚園児であった未成年者も8歳に成長して小学校3年生に進級しているから、洗面や入浴等といった身の回りのことについてはそれなりに自分自身で対応することが可能となっていると推認される。そうすると、一定程度の宿泊付きの面会交流を実施したとしても、未成年者に過剰な精神的・肉体的負担を課すおそれは生じない。」</p> <p>「未成年者は、申立人が相手方らと別居して以来5年間以上も申立人と同居していないのであって、そのような事情に鑑みれば、毎月の面会交流の度に申立人方に宿泊するとなると未成年者に過大な負担を与えることになりかねない。したがって、現時点においては、小学校の長期の休暇期間等を中心に年4回の面会交流を1泊の宿泊付きのものとして始めることが相当である。」</p> |
| 面会交流の概要 | 毎月の面会交流のうち、1月、3月、8月、10月は宿泊付きとし、その時間は、宿泊日の午前10時から翌日の午後2時までとする。 |



新日本法規